

事業主のみなさまへ

働き方改革への対応は 順調に進んでいますか

適用猶予の事業・業務に対しては

令和6年4月1日から**適用**となります

法律で定められた労働時間・休日に関する原則

労働時間の限度：1日8時間及び1週40時間

休日：毎週少なくとも1日

これを超える場合

あらかじめ36協定の締結、
監督署への届出が必要

適用猶予 事業・業務	令和6年 3月31日まで	令和6年 4月1日から	
建設業	様式第9号の4	災害の復旧・復興対応なし 様式第9号 若しくは 様式第9号の2	災害の復旧・復興対応あり 様式第9号3の2 若しくは 様式第9号3の3
自動車運 転の業務		様式第9号の3の4 若しくは 様式第9号の3の5	
医師		様式第9号の4 若しくは 様式第9号の5	

有効期間の始期が令和6年4月1日以降
となっている36協定については新様式
による提出をお願いします。

新様式の掲載先はこちら



厚生労働省北海道労働局室蘭労働基準監督署
問い合わせ先 0143-23-6131